

箕面市簡易専用水道管理運営指導要綱

(平成二十五年三月二十八日訓令第十九号)

改正 令和五年九月五日訓令第六十三号

(趣旨)

第一条 この要綱は、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、水道法施行令(昭和三十二年政令三百三十六号)、水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号。以下「規則」という。)及び箕面市水道事業給水条例(平成九年箕面市条例第四十六号)に定めるもののほか、簡易専用水道(水道法第三条第七項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の管理及び運営について簡易専用水道設置者等に対して市が行う指導に關し必要な事項を定めるものとする。

(簡易専用水道設置者等)

第二条 この要綱において「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の設置者(二人以上の者が共同して簡易専用水道設置者を設置している場合は、その代表者)又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。

(届出)

第三条 簡易専用水道設置者等に対しては、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を市長に届け出るよう求めるものとする。

一 簡易専用水道を使用して給水を開始した場合 簡易専用水道給水開始届出書(様式第一号)

二 前号の届出の内容に変更があつた場合 簡易専用水道届出事項変更届出書(様式第二号)

三 簡易専用水道を休止した場合又は廃止により簡易専用水道に該当し

なくなった場合 簡易専用水道（休止・廃止）届出書（様式第三号）
（書類等の備付け）

第四条 市長は、簡易専用水道設置者等に対しては、次に掲げる帳簿書類を備えておくよう求めるものとする。

- 一 法第三十四条の二第二項の規定による定期検査に関する帳簿書類
- 二 簡易専用水道の設置の配置及び系統を明らかにした図面
- 三 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする図面
- 四 水槽の清掃の記録
- 五 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理に関する記録

2 市長は、簡易専用水道設置者等に対しては、前項第一号、第四号及び第五号の帳簿書類を三年間保存するよう求めるものとする。

（報告）

第五条 簡易専用水道設置者等に対しては、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に報告するよう求めるものとする。

- 一 規則第五十五条第三号の規定による水質検査を実施したとき。
- 二 規則第五十五条第四号の規定による給水停止の措置を行ったとき。
- 三 給水の水質に関する事故が発生したとき。

2 前項第三号に該当したときの報告は、水道事故報告書（様式第四号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年訓令第六十三号）

この要綱は、訓令の日から施行する。